

・ 207【**抵当権がついた金銭消費貸借契約書**】

・ 208

金銭消費貸借契約書

印紙

東京都千代田区神田神保町二一

貸主(甲) 商事株式会社

代表取締役 殿村 治夫

東京都千代田区内神田一五一

借主(乙) 株式会社 センタ

代表取締役 井戸 一郎

貸主甲は、債務の担保として乙所有の土地建物の抵当権を取得することにより、借主乙に対して金参千万円を貸し渡し乙これを受領した。乙の債務は、左記に約定する通りとする。

第

条 弁済期限は平成 年 月 日とする。また、利息は年 割 分とする。

第二条 乙は利息を毎月末日に、甲の指定する場所へ持参または送金する。

第三条 第三条 弁済期限までに元本が支払われなかった場合、乙は遅延損害金日歩 銭を支払わなければならない。

第四条 乙が左記各項のいずれかに該当することとなった場合、甲の催告を待つことなく乙は期限の利益を失い、残債務全額を直ちに支払わなければならない。

利息の支払いを二回以上怠ったとき。

他の債務について差し押さ

え、仮処分、あるいは強制執行を受けたとき。

甲の承諾なくして抵当物件を他に移譲したとき。

第五条 抵当物件が火災等に罹った場合、乙は、その保険金をもって債務の弁済に充てなければならない。このため乙は、あらかじめ甲の指定する保険会社と契約を結び、その保険金請求について質権を設定するものとする。

第六条 乙は、その所有にかかる左記の土地建物に順位第一位で抵当権を設定し、すみやかに登記手続きを取り、本件債務の履行を担保とする。

土地 所在地 東京都千代田区内神田一五―

地積 六十平方メートル

建物 種類 オフィスビル

構造 鉄筋造六階建て

家屋番号 三番

床面積 二百四十平方メートル

以上の通り契約が成立したので、これを証するため本証書二通を作成し、甲乙各一通を保持する。

平成 年 月 日

貸主(甲) 商事株式会社

代表取締役 殿村 治夫 印

借主(乙) 株式会社 センター

代表取締役 井戸 一郎 印

